## 平成24年度 定期監査結果報告書

# 第1 監査の概要

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

## 2 監査の対象

福祉健康部社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課、高齢者在宅サービスセンター、健康課

#### 3 監査の範囲

平成24年4月1日から10月31日までに執行された財務に関する事務及び その他関連する事務事業等

#### 4 監査の期間

平成 24 年 11 月 22 日から平成 25 年 3 月 15 日まで 【説明聴取日 平成 24 年 12 月 21 日】

#### 5 監査の主眼及び方法

監査に当たっては、監査対象部課において執行された財務に関する事務及び その他関連する事務事業等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されてい るかどうかを主眼として、書類審査並びに説明聴取を実施した。

#### 第2 監査の結果

所管課別の監査結果は以下のとおりである。なお、組織及び所管の概要、平成24年度主要事務事業の成果は、平成24年10月末現在の内容である。

#### 1 社会福祉課

#### (1) 組織及び所管の概要

庶務係 正規職員2人、嘱託・臨時職員1人福祉健康部・社会福祉課の統括、民生児童委員、保護司、社会福祉協議会、小地域ネットワーク、羽村市福祉センターの管理、住宅手当、地域福祉計画、生活保護経理・医療事務、戦傷病者、

中国残留邦人関係、原爆被爆者援護、日赤関係、予算管理 等 生活福祉係 正規職員 7 人、嘱託·臨時職員 4 人

生活保護査察指導員、生活保護各種調査、ケースワーク一括処理、ケースワーカー(6人) 等

# (2) 平成 24 年度主要事務事業の成果

平成24年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、計画どおり進行している。

## ① 第四次羽村市地域福祉計画の策定

平成25年度から平成29年度までの5カ年の社会福祉法に基づく第四次羽村市地域福祉計画を策定するために、市の関係の知識経験者、福祉関係の団体、一般市民の公募の合計20人で構成する審議会を5回開催した。また、その審議会の資料等の検討や審議会にも説明員として出席するために内部職員による策定委員会を2回開催している。

「実績」審議会 第2回 5月16日

第3回 6月20日

第4回 7月26日

第5回 9月19日

第6回10月30日

策定委員会 第1回 9月12日

第2回10月17日

# ② 生活保護受給者の就労指導事業

「福祉から就労」国の事業の活用により生活保護受給者を就労に結びつけ、経済的自立を図るため、ハローワーク、就労支援員とケースワーカーの連携により、就労指導や各種支援プログラムの活用による支援の強化を図った。就労支援員による活動日数も、昨年と比べて増やしており、成果が上がっている。

 [実績] 就労支援事業適用プログラム:参加者 7人:就労、増収 1人

 就労支援員支援 プログラム:参加者 54人:就労 12人

 ケースワーカー援助 プログラム:参加者 17人:就労 3人

#### (3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、 適正に執行されているものと認められた。
- 郵券(切手)については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、適正な管理が行われているものと認められた。

#### 2 障害福祉課

# (1) 組織及び所管の概要

障害福祉課の統括、助成金等交付事務、窓口受付事務、医療助成事務、各種サービス助成事務、手帳申請事務、手当給付事務、 予算・文書管理 等

## 障害者支援係 正規職員 4 人、嘱託·臨時職員 1 人

補助金等申請事務、障害者福祉施設の運営、窓口受付事務、障害福祉サービス等支給決定事務、ケースワーク相談業務、予算・文書管理等

# (2) 平成 24 年度主要事務事業の成果

平成24年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、計画どおり進行している。

#### ① ヘルプカードの作成及び災害時要援護者リストの充実

障害のある人が、災害時等に周囲に支援を求めるための手段として、ヘルプカードの作成を計画したが、カード作成が東京都の新規事業となったため、東京都の標準様式に沿って平成24年度中に手帳型ヘルプカードを作成することとし、作成経費も東京都の補助事業対象とした。

要援護者リストは、町内会・自治会、消防団の提供先別に作成し、高齢者の要援護者リストとともに提供先ごとに整理を行った。また、災害発生時の活用法については、市民生活部と協議中である。

「実績」 ヘルプカード 3,000 枚 (都補助 10/10)

#### ② 羽村市障害者計画及び第3期羽村市障害福祉計画の着実な推進

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業について、障害のある人に適切なサービスの給付と必要な支援を行った。

障害福祉サービスの給付は、平成24年度から法が改正され、市町村に委譲された障害児通所支援等の制度改正にも対応を図りながら、実施している。

また、平成24年10月から施行された「障害者虐待防止法」については、 同法に規定する市町村障害者虐待防止センター業務を障害福祉課で行うこ ととし、チラシによる町内会・自治会回覧や広報、ホームページ等で制度 の周知を行い、平成25年3月には啓発を目的とした市民向けの講演会を開催した。

#### (3) その他

○ 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、 適正に執行されているものと認められた。

- 前渡金の精算については、適正に執行されているものと認められた。
- 郵券(切手)については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結 果、適正な管理が行われているものと認められた。

## 3 高齢福祉介護課 (高齢者在宅サービスセンター)

(1) 組織及び所管の概要

高齢福祉係(高齢者在宅サービスセンター係兼務) 正規職員3人、 再任用 1 人、嘱託・臨時職員 4 人

課長一

高齢福祉介護課の統括、友愛訪問員事務、各種給付事務、老人 (センター長) クラブ事務、敬老のつどい事務、予算・文書管理(高齢者在宅 サービスセンターの管理運営、デイサービス事業)等

地域包括支援センター係 正規職員4人、嘱託・臨時職員3人

運営協議会事務、権利擁護、総合相談業務、包括的・継続的ケ アマネジメント支援、介護予防事業、家族介護支援事業、予算・ 文書管理 等

介護保険係 正規職員 5 人、嘱託·臨時職員 1 人

資格管理、給付管理、給付適正化、事業者指導、介護保険シス テム担当、保険料賦課、地域密着型サービス、償還払い、低所 得者対策、予算・文書管理等

介護認定係 正規職員3人、嘱託·臨時職員2人 認定調査事務、認定審査会事務、予算・文書管理等

#### (2) 平成 24 年度主要事務事業の成果

平成24年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、計画どおり進行し ている。

① 地域包括支援センター給付管理システムの更改

平成24年3月末でシステムのリース期間終了と介護保険法の改正によ る介護報酬やサービスの変更に対応するため、システムの更改と機器の 更新を平成24年4月から5月にかけて行った。

② 介護予防事業 (二次予防事業の対象者把握事業) の実施

今年度から 65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方全員に、 基本チェックリストを郵送し、虚弱高齢者の把握を実施した。郵送方式 にしたことにより、特定健診を受診しなかった方のデータも把握できた。 [実績] 虚弱高齢者の把握できた人数

> 平成23年度 約5,100人(特定健診受診者からの把握) ない方も把握:前年度 55.5%増)

※ 平成23年5月1日から平成24年5月1日の65歳以上人口の伸び率は4.4%である。

#### ③ 要援護者リストの充実

平成23年度は、住所順、五十音順の二種類であったものを、災害時用に、町内会・自治会順、消防団分団順、要介護度順の3種類の要援護者リストを作成し、障害者の要援護者リストとともに提出先ごとに整理した。

#### (3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、 適正に執行されているものと認められた。
- 前渡金の精算については、適正に執行されているものと認められた。
- 郵券(切手)については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、適正な管理が行われているものと認められた。

#### 4 健康課

#### (1) 組織及び所管の概要

課長一

#### 保健センター係 正規職員4人

健康課の統括、例規制定改廃、保健センター管理、献血事業、 予防接種、乳幼児健診、母子保健、急患センター管理運営、各 種がん検診、予算・文書管理 等

## 健康推進係 正規職員 8 人、嘱託・臨時職員 53 人

専門職(保健師、栄養士等)の総括、医師との連絡、健康づくり推進員、栄養関係全般、胃・肺・大腸がん検診、小児歯科、精神保健、成人健診、特定保健指導、予防接種、経過観察健診、乳・子宮がん検診、訪問保健指導、新生児訪問指導、母親・両親学級等

#### (2) 平成 24 年度主要事務事業の成果

平成24年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、計画どおり進行している。

## ① 「健康はむら 21」の推進及び第2次計画の策定準備

健康づくり推進員を中心に、健康意識を高める機会となる事業を開催 した。

[実績] はむら健康の日 参加者 3,012人(前年度比 553人増)羽村市健康フェア 参加者 3,101人(前年度比 498人減)※ 体育祭と一緒に実施、午前中は雨のため客足に影響

また、「健康はむら 21」第 2 次計画を策定するため、市民を対象とした意識調査をするための審議会設置の準備を行っている。

## ② 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

死亡原因の第4位である肺炎の予防のため、1,000人の方を対象に高齢者肺炎球菌ワクチン接種を助成事業としてはじめ、高齢者の生命を守るとともに、接種する方の経済的負担の軽減を図った。

[実績] 接種費用 8,000 円のうち、4,000 円を助成(補助 1/2)

第1次 8月15日~9月14日 561人応募

第 2 次 11 月 1 日 ~11 月 14 日 350 人応募

第 3 次 2 月 ~ (89 人予定)

## ③ 妊婦健診超音波検査の年齢制限撤廃

母体と胎児の健康を確保するため、今までの35歳以上の年齢制限を撤廃して妊婦健診超音波検査を実施した。検査の経済的負担は全額助成している。(国補助1/2)

「実績」 受診券の配布 (4月~10月末) 266人

#### ④ 働く世代への大腸がん検診

国のがん検診事業を活用し、40・45・50・55・60 歳を対象に、検診手帳及び検診費用が無料となる大腸がん検診無料クーポン券を送付し、検診の促進を図った。(国補助 1/2)

[実績] クーポン受診者(4月~10月末) 662人 全体受信者(クーポン含む) 6,222人、前年約5,600人

#### ⑤ 特定健康診査及び特定保健指導

平成 24 年度から健康課で対応することとなった生活習慣病の予防として実施するもので、健康づくり推進員にも協力を頂きPRを図った。

なお、この検査・指導の実施計画が平成24年度で終了するため、新たに第2期の計画を策定するためのデータを収集・分析中である。

#### (3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、 適正に執行されているものと認められた。
- 郵券(切手)については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、適正な管理が行われているものと認められた。

#### 5 総括

福祉健康部各課の財務に関する事務及びその他関連する事務について監査した結果、各事務事業とも法令に準拠し、市の予算及び実施計画等に基づいて実施されており、適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

# ■ 意見・要望・評価する点について

- 市民の福祉と、高齢化とは切り離せない健康の両面から対応する福祉健康部は、生活保護、障害のある人の福祉サービス、高齢者への対応、健康づくりなど市民サービスを提供する職場として位置づけられる。今年度は、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を助成事業としてはじめたところ、1,000人の方々からの申込を受けることとなり、高齢者の健康づくりにつながっていくものと期待されている。このように、高齢者の予防接種への要望は高く、死亡原因第4位である肺炎に対する予防接種の成果を評価するところである。
- 社会福祉課は、就労できる状況なのに保護者になってしまう方に対して 経済的自立を促すため、ハローワークと市の就労支援員が中心にケースワーカーと連携し、就労に結びつける援助や支援の強化に努めている。平成 24 年度は、就労支援員の活動日数も増やし、就労支援事業プログラム:1 人、就労支援員プログラム:12 人、ケースワーカー援助プログラムにより 3 人の就労者をあげており、事務改善を行っている成果として評価するもの である。
- 障害福祉課では、障害のある方が災害時等に周囲に支援を求めるための 手段として、ヘルプカードと要援護者リストの作成を計画した。しかし、 平成24年度には、東京都の新規事業となったため、東京都の標準様式に沿って手帳型のヘルプカードを平成24年度中に作成することとし、作成経費 も東京都の補助事業対象とするなど、障害のある方に対する支援・援護の 拡大だけでなく財政の面からも安定を図っており、事務改善を行っている 成果として評価するものである。

また、改正された障害者自立支援法に基づいて、障害のある人に適切なサービスの給付と必要な支援を行っている点や、このような制度改正への対応を図りながら計画された「羽村市障害者計画」及び「第3期羽村市障害福祉計画」に定められた障害者福祉サービス等により障害のある方の日常生活及び社会生活の総合的な支援についても同様に評価するところである。今後もさらに、国や都の補助金を有効に活用して継続されたい。

○ 高齢福祉介護課では、地域支援事業実施要綱に基づき、介護予防事業の対象となる虚弱高齢者の把握に取組んでいる。特定検診の受診者のほか、今年度は65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方にも基本チェックリストを郵送するなど、家に閉じこもりがちで特定検診等の受診に結びつきにくい虚弱高齢者の把握を推進しており、評価するところである。

また、災害時における要援護高齢者の支援体制の充実強化を図るため、町内会・自治会順、消防団分団順、要介護度順それぞれのリストを作成し、障害のある人の要援護者リストとともに提供先ごとに整理したことは、高齢者や障害のある人、その家族にとって必要なことであり評価したい。今後は、災害の安否確認時の活用など、いろいろな災害に柔軟に対応できるよう、な

お一層のサービスの向上に努められることを期待するものである。

- 健康課では健康づくり意識を高めるため、健康づくり推進員を中心に、 はむら健康の日や羽村市健康フェア等のイベントを実施している。そのほ かにも今年度は、最初に述べた高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種に対して、 費用の一部を助成するなど市民の経済的負担の軽減を図ったり、妊婦健診 の年齢制限の撤廃や、大腸がん検診の無料クーポンの送付、特定検診・特 定保健指導についても健康づくり推進員に協力をいただくなど市民の健康 づくり意識を高め、それを現実にしていくために様々な検査を受診するこ とを促進しており、評価するところである。
- このように、健康づくり意識を強く持つ人が多い羽村市は、高齢者の面からみると、老人クラブの加入率もとても高く(羽村市 26.5%、東京都平均 11%)、いろいろな軽スポーツや多様な事業、たとえば一人暮らし高齢者宅への訪問などボランティア事業も多く行っており、また、介護保険料も東京都で 2 番目に低く、75 歳以上の後期高齢者医療費も 4 番目に低いなど健康な高齢者が多いことから、全国で53 団体に選ばれる厚生労働大臣表彰も受賞するなど評価したい。高齢福祉介護課も健康課も各種事業とともに、市民との協働を今後さらに継続して実施し、健康な市民が増えていくことを期待するものである。